

改正

平成14年6月24日条例第30号

平成16年3月26日条例第16号

平成18年3月23日条例第16号

平成20年9月18日条例第31号

平成25年2月28日条例第2号

平成25年10月1日横書き施行

佐倉市議会政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、佐倉市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、佐倉市議会における会派及び議員に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 特定日 各月の初日をいう。

(2) 基準日 当該年度の6月1日をいう。ただし、議員の任期の満了する日（以下「任期満了日」という。）の属する年度（任期満了日の属する月が3月である年度を除く。以下「分割交付年度」という。）においては、次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれに定める日をいう。

ア 前期（当該年度の初日から任期満了日までの期間をいう。以下同じ。） 別表第1の左欄に掲げる任期満了日の属する月の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める月の初日

イ 後期（任期満了に伴う選挙による任期開始の日（以下「任期開始日」という。）から当該年度の末日までの期間をいう。以下同じ。） 別表第2の左欄に掲げる任期開始日の属する月の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる月の初日

(交付の対象)

第3条 政務活動費は、佐倉市議会における会派（以下「会派」という。）及び議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。

(交付の方法)

第4条 政務活動費は、年度ごとにその年度分を交付する。ただし、分割交付年度においては、その年度分を前期及び後期の分に分けて交付する。

2 政務活動費は、毎年6月15日（次の各号に掲げる政務活動費については、当該各号に掲げる日）に交付する。ただし、その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は、その翌日とする。

（1） 次条第2項又は第8条第2項の規定により交付する政務活動費 別表第1の左欄に掲げる任期満了日の属する月の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める月の15日

（2） 次条第3項又は第8条第3項の規定により交付する政務活動費 別表第2の左欄に掲げる任期開始日の属する月の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める月の15日

（3） 次条第5項、第7条第1項又は第8条第5項の規定により交付する政務活動費 その都度市長が定める日

（会派に対する政務活動費）

第5条 会派に対する政務活動費は、分割交付年度以外の年度分については、基準日における当該会派の所属議員のそれぞれにつき次の各号に掲げる区分により算定した額の合計額を基準額として、次条に定めるところにより調整して得た額を交付する。

（1） 次号に掲げる所属議員以外の所属議員 年額48万円

（2） 当該年度の初日から基準日の前日までの間にある特定日のいずれかについて議員でない日がある所属議員 その議員でない特定日の数を12から減じて得た数の月数に応じて、年額48万円を月割りで計算した額

2 会派に対する政務活動費は、分割交付年度の前期分については、基準日における当該会派の所属議員のそれぞれにつき次の各号に掲げる区分により算定した額の合計額を基準額として、次条に定めるところにより調整して得た額を交付する。

（1） 次号に掲げる所属議員以外の所属議員 任期満了日の属する月までの月数に応じて年額48万円を月割りで計算した額

（2） 当該年度の初日から基準日の前日までの間にある特定日のいずれかについて議員でない日がある所属議員 その議員でない特定日の数の月数を前号に規定する月数から減じて得た月数に応じて、年額48万円を月割りで計算した額

3 会派に対する政務活動費は、分割交付年度の後期分については、基準日における当該会派の所属議員のそれぞれにつき次の各号に掲げる区分により算定した額の合計額を基準額として、次条に定めるところにより調整して得た額を交付する。

- (1) 次号に掲げる所属議員以外の所属議員 任期開始日の属する月の翌月（任期開始日が特定日である場合は、任期開始日の属する月）以後の月数に応じて、年額48万円を月割りで計算した額
 - (2) 任期開始日から基準日の前日までの間にある特定日のいずれかについて議員でない日がある所属議員 その議員でない特定日の数の月数を前号に規定する月数から減じて得た月数に応じて、年額48万円を月割りで計算した額
- 4 前項の規定を適用する場合において、当該年度の前期における特定日のいずれかの日に議員であった者については、同項中「算定した額」とあるのは、「算定した額（次項各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める額を加算した額）」とする。
- (1) 当該年度の前期において、政務活動費を受ける会派の所属議員及び政務活動費を受ける議員のいずれにも該当しない場合 第2項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額
 - (2) 当該年度の前期において、第6項各号に掲げる事由のいずれかに該当した場合（前号に該当する場合を除く。） その該当する事由のうち、直近の事由に係る同項に規定する交付調整額
- 5 基準日後に新たに結成された会派に対しては、その結成された日の属する年度（分割交付年度にあつては、その結成された日の属する前期又は後期）については、その結成された日における当該会派の所属議員のそれぞれにつき次の各号に掲げる区分により算定した額の合計額を基準額として、次条に定めるところにより調整して得た額を交付する。
- (1) その年度又は前期若しくは後期における基準日以後の期間において、当該会派の結成前に政務活動費を受ける会派の所属議員及び政務活動費を受ける議員のいずれにも該当していない所属議員 その年度又は前期若しくは後期の区分に応じて、第1項から第3項までの規定の例により算定される額
 - (2) その年度又は前期若しくは後期における基準日以後の期間において、当該会派の結成前に次項各号に掲げる事由のいずれかに該当した所属議員 その該当する事由のうち、その結成前における直近の事由に係る同項に規定する交付調整額
- 6 交付調整額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額に相当する額（当該各号に掲げる規定により減額し、又は返還することとなる額がないときは、0円）とする。
- (1) 次条第1項に規定する事由 同項の規定により減額する議員1人分の額
 - (2) 次条第2項に規定する事由 同項の規定により減額する額のうち、当該議員に係る部分
 - (3) 第7条第2項に規定する会派の解散 同項の規定により返還する額を当該解散時の所属議

員の数で除して得た額

(4) 第9条第1項に規定する事由(第2号に該当する場合を除く。) 同項の規定により返還する額

(5) 第9条第2項に規定する事由により政務活動費を受ける議員でなくなった場合 同項の規定により返還する額

(6) 議会の解散 その解散時において会派に所属する議員については第7条第3項の規定により返還する額を当該解散時の所属議員の数で除して得た額、その他の議員については第9条第3項の規定により返還する額

第6条 議員の所属会派からの脱会(次項に規定する場合を除く。)があった場合において、その事由の生じた日における当該会派の政務活動費に残余があるときは、当該議員1人につき、その残余の額を当該事由の生ずる前の所属議員の数で除して得た額に相当する額を、前条第1項から第3項まで及び第5項に規定する当該会派の基準額(当該事由の生ずる前にこの条に基づく額の調整があったときは、その調整後の額)から減額する。

2 その所属する議員の辞職、失職、除名又は死亡があった場合は、当該議員1人につき、その事由の生じた日の属する月の翌月(その日が特定日である場合は、その日の属する月)以後の分の月数に応じて年額48万円を月割りで計算した額(その額が、その日における政務活動費の残余の額を当該事由の生ずる前の所属議員の数で除して得た額を超えるときは、当該除して得た額)に相当する額を、前条第1項から第3項まで及び第5項に規定する当該会派の基準額(当該事由の生ずる前にこの条に基づく額の調整があったときは、その調整後の額)から減額する。

3 議員の会派への入会があった場合において、当該年度の入会前の期間において当該議員が前条第6項各号のいずれかに該当したときは、その該当する事由のうち、直近の事由に係る同項に規定する交付調整額を、同条第1項から第3項まで及び第5項に規定する当該会派の基準額(当該入会前にこの条に基づく額の調整があったときは、その調整後の額)に加算する。

4 一の日において前3項の規定のうち2以上の規定の適用がある場合においては、第1項、第2項及び前項の規定の順序により政務活動費の額の調整を行うものとする。

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の所属議員について異動が生じたときは、異動が生じた日の属する月の翌月(その日が特定日である場合は、その日の属する月)の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の所属議員に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の所属議員に基づいて算定した額を上回るときは、会派は当該上回る額を返還しなければならない。

2 会派が解散した場合において、その解散した日における当該会派の政務活動費に残余があるときは、その残余の額に相当する額を返還しなければならない。

3 議会が解散した場合において、その解散した日における会派の政務活動費に残余があるときは、その残余の額に相当する額を返還しなければならない。

(議員に対する政務活動費)

第8条 議員に対する政務活動費は、分割交付年度以外の年度分については、当該年度の初日から基準日までの間における特定日のいずれかの日に議員である者（当該基準日において現に会派に所属する議員を除く。）に対して、次の各号に掲げる区分により算定した額を交付する。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 年額48万円

(2) 当該年度の初日から基準日の前日までの間にある特定日のいずれかについて議員でない日がある場合（次号に掲げる場合を除く。） その議員でない特定日の数を12から減じて得た数の月数に応じて、年額48万円を月割りで計算した額

(3) 基準日において議員でない場合 当該年度の初日から基準日の前日までの間にある特定日のうち議員であった日の数の月数に応じて、年額48万円を月割りで計算した額

2 議員に対する政務活動費は、分割交付年度の前期分については、当該年度の初日から基準日までの間における特定日のいずれかの日に議員である者（当該前期の基準日において現に会派に所属する議員を除く。）に対して、次の各号に掲げる区分により算定した額を交付する。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 任期満了日の属する月までの月数に応じて、年額48万円を月割りで計算した額

(2) 当該年度の初日から基準日の前日までの間にある特定日のいずれかについて議員でない日がある場合（次号に掲げる場合を除く。） その議員でない特定日の数の月数を前号に規定する月数から減じて得た月数に応じて、年額48万円を月割りで計算した額

(3) 基準日において議員でない場合 当該年度の初日から基準日の前日までの間にある特定日のうち議員であった日の数の月数に応じて、年額48万円を月割りで計算した額

3 議員に対する政務活動費は、分割交付年度の後期分については、任期開始日から基準日までの間における特定日のいずれかの日に議員である者（当該後期の基準日において現に会派に所属する議員を除く。）に対して、次の各号に掲げる区分により算定した額を交付する。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 任期開始日の属する月の翌月（任期開始日が特定日である場合は、任期開始日の属する月）以後の月数に応じて、年額48万円を月割りで計算した額

- (2) 任期開始日から基準日の前日までの間にある特定日のいずれかについて議員でない日がある場合（次号に掲げる場合を除く。） その議員でない特定日の数の月数を前号に規定する月数から減じて得た月数に応じて、年額48万円を月割りで計算した額
- (3) 基準日において議員でない場合 任期開始日から基準日の前日までの間にある特定日のうち議員であった日の数の月数に応じて、年額48万円を月割りで計算した額
- 4 前項の規定を適用する場合において、当該年度の前期における特定日のいずれかの日に議員であった者については、同項中「算定した額」とあるのは、「算定した額（次項各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める額を加算した額）」とする。
- (1) 当該年度の前期において、政務活動費を受ける会派の所属議員及び政務活動費を受ける議員のいずれにも該当しない場合 第2項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額
- (2) 当該年度の前期において、第5条第6項各号に掲げる事由のいずれかに該当した場合（前号に該当する場合を除く。） その該当する事由のうち、直近の事由に係る同項に規定する交付調整額
- 5 基準日後に新たに議員となった者（基準日後に会派に所属しなくなった議員を含む。）に対しては、その事由のあった日の属する年度（分割交付年度にあつては、その事由のあった日の属する前期又は後期）については、次の各号に掲げる区分により算定した額を交付する。
- (1) その年度又は前期若しくは後期における基準日以後の期間において、当該事由の生ずる前に政務活動費を受ける会派の所属議員及び政務活動費を受ける議員のいずれにも該当していない議員 その年度又は前期若しくは後期の区分に応じて、第1項から第3項までの規定の例により算定される額
- (2) その年度又は前期若しくは後期における基準日以後の期間において、当該事由の生ずる前に第5条第6項各号に掲げる事由のいずれかに該当した議員 その該当する事由のうち、当該事由の生ずる前における直近の事由に係る同項に規定する交付調整額
- 第9条** 議員の辞職、失職、除名又は死亡があった場合は、その事由の生じた日の属する月の翌月（その日が特定日である場合は、その日の属する月）以後の分の月数に応じて年額48万円を月割りで計算した額（その額が、その日における政務活動費の残余の額を超えるときは、当該残余の額）に相当する額を返還しなければならない。
- 2 議員が会派に入会した場合において、その入会した日における議員の政務活動費に残余があるときは、その残余の額に相当する額を返還しなければならない。
- 3 議会が解散した場合において、その解散した日における議員の政務活動費に残余があるときは、

その残余の額に相当する額を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第10条 政務活動費は、会派及び議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、会派にあつては別表第3に、議員にあつては別表第4に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(経理責任者)

第11条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書の提出)

第12条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び議員は、領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、議長に提出しなければならない。

2 収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月15日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派の所属議員が脱会したとき、議員でなくなったとき若しくは会派の解散があつたとき又は政務活動費の交付を受けた議員が会派に所属したとき若しくは議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であつた者又は政務活動費の交付を受ける議員であつた者は、当該事由が生じた日から30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

第13条 市長は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において市政の調査研究その他の活動に資するために必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

2 市長は、政務活動費の交付を受けた議員のその交付を受けた政務活動費の額から、当該議員がその交付に係る期間において市政の調査研究その他の活動に資するために必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

(収支報告書の保存)

第14条 議長は、第12条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(端数の処理)

第15条 政務活動費の額の算出の過程において1円未満の端数が生じたときは、その端数は、切り捨てるものとする。

(透明性の確保)

第16条 議長は、第12条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年6月24日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年3月26日条例第16号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月23日条例第16号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月18日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年2月28日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の佐倉市政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前にこの条例による改正前の佐倉市政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

別表第1 (第2条、第4条関係)

任期満了日の属する月	前期の基準日等の属する月
4月、5月又は6月	4月
7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月又は2月	6月

別表第2（第2条、第4条関係）

任期開始日の属する月	後期の基準日等の属する月
4月	6月
5月	7月
6月	8月
7月	9月
8月	10月
9月	11月
10月	12月
11月	1月
12月	2月
1月、2月又は3月	3月

別表第3（第10条関係）

項目	内容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究又は調査委託に関する経費
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費又は団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	会派が行う政務活動又は市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	会派が行う住民からの市政又は会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費

要請・陳情活動費	会派が要請又は陳情の活動を行うために要する経費
会議費	会派が行う各種会議又は団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う政務活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う政務活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派が行う政務活動を補助する職員の雇用に要する経費
事務所費	会派が行う政務活動に必要な事務所の設置又は管理に要する経費
事務費	上記以外で、会派が行う政務活動に必要な事務に関する経費

別表第4（第10条関係）

項目	内容
調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究又は調査委託に関する経費
研修費	議員が研修会を開催するために必要な経費又は団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	議員が行う政務活動又は市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	議員が行う住民からの市政又は議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	議員が要請又は陳情の活動を行うために要する経費
会議費	議員が行う各種会議又は団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う政務活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う政務活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	議員が行う政務活動を補助する職員の雇用に要する経費
事務所費	議員が行う政務活動に必要な事務所の設置又は管理に要する経費
事務費	上記以外で、議員が行う政務活動に必要な事務に関する経費

